

議第四号議案

群馬県議会基本条例の一部を改正する条例

群馬県議会基本条例（平成二十四年群馬県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

2 議会の定例会の回数は、年三回とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年九月一日から施行する。

（群馬県定例県議会の回数を定める条例の廃止）

2 群馬県定例県議会の回数を定める条例（昭和三十一年群馬県条例第三十三号）は、廃止する。

（県議会議員の議員報酬等支給条例の一部改正）

3 県議会議員の議員報酬等支給条例（昭和三十六年群馬県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「（別表第四において「協議等の場」という。）」を削り、「第四条第一項の規定にかかわらず、別表第四の区分に従い」を「その日数に応じ一日当たり千五百円の」に改め、「及び旅費」を削り、同条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

別表第四を削る。

提案理由

一定例会の回数を年三回とし、及びこれに伴う所要の改正を行おうとするものである。